

# 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令 (昭和46年総理府令第35号)の改正(1/2)



平成13年7月1日施行

有害物質として以下の3項目が追加されました。一律排水規準は以下の通りです。

	海域以外の公共用水域	海域
ほう素及びその化合物	10mg/l	230mg/l
ふっ素およびその化合物	8mg/l	15mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/l	

\* アンモニア性窒素については、有害な硝酸・亜硝酸性窒素へ変化する環境中での挙動を考慮して、係数0.4を乗じるものとする。

## 改訂暫定排水基準(平成22年7月1日から3年間、平成25年6月30日まで)

■ : 暫定排水基準値を強化して延長。 一律 : 一律排水基準値へ移行。

基準値が改訂後も変更のない業種については、そのままの値を記載。

業種	制限等	日排水量 50m <sup>3</sup>	ほう素及びその化合物 (mg/l)		ふっ素及びその化合物 (mg/l)		硝酸性窒素等*1 (mg/l)	
			H19.7.1~ H22.6.30	H22.7.1~ H25.6.30	H19.7.1~ H22.6.30	H22.7.1~ H25.6.30	H19.7.1~ H22.6.30	H22.7.1~ H25.6.30
ほうろう鉄器製造業	*2	以上	50	50	15	15		
		未満			25	15(*4)		
うわ薬製造業	ほうろううわ薬を製造するもの*2	以上	50	50	15	15		
	ほうろううわ薬を製造するもの	未満			25	15(*4)		
	うわ薬かわらの製造に使用するうわ薬を製造するもの*2		150	150				
貴金属製造・再生業	*2		50	50			4000	3600
電気めつき業	*2	以上	50	50	15	15	500	400
		未満			50	50		
下水道業	温泉排水を利用するもので、一定の条件*3に該当するもの*2		50	50				
	モリブデン化合物又はジルコニウム化合物製造業から排出される水を受け入れているもの						250	170
ほう酸製造業	*2		80	80				
金属鋳業	*2		150	150				
粘土かわら製造業	うわ薬かわらを製造するもの*2		150	150				
旅館業	温泉を利用するもの		500	500				
	昭和49年11月30日以前にゆう出した温泉*2	以上			15	15		
	昭和49年12月1日以後にゆう出した温泉	未満			50	50		
化学肥料製造業	*2				10	10		
非鉄金属製錬・精製業	貴金属製造・再生業を除く*2				11	一律		

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析



# 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令 (昭和46年総理府令第35号)の改正(2/2)



業種	制限等	日排水量 50m <sup>3</sup>	ほう素及びその化合物 (mg/l)		ふっ素及びその化合物 (mg/l)		硝酸性窒素等*1 (mg/l)	
			H19.7.1~ H22.6.30	H22.7.1~ H25.6.30	H19.7.1~ H22.6.30	H22.7.1~ H25.6.30	H19.7.1~ H22.6.30	H22.7.1~ H25.6.30
イットリウム酸化物製造業							150	一律
酸化コバルト製造業							400	220
炭酸バリウム製造業							800	一律
畜産農業							900	900
黄鉛顔料製造業							900	一律
すず化合物製造業							1800	一律
ジルコニウム化合物製造業							1800	1000
硝酸銀製造業							2000	一律
モリブデン化合物製造業							2000	1800
バナジウム化合物製造業							2000	1800

\*1 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

\*2 海域以外の公共用水域に排水を排出するもの

\*3 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、C<sub>i</sub>、Q<sub>i</sub>及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C<sub>i</sub>:当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する

水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)

Q<sub>i</sub>:当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの

排出する水の通常量(単位 1日につき立方メートル)

Q:当該下水道から排出される排水の通常量(単位 1日につき立方メートル)

\*4 海域に排出するものは一律排水基準(15mg/l)へ移行

詳しくは、当社 **環境分析部 清水(圭)、長谷川(知)** (フリーダイヤル0120-01-2590  
内線293、330) までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ダイオキシン類に係る濃度量証明
- ③ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ④水道法第20条に基づく水質検査
- ⑤土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- ⑥労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑦アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑧EU規制物質の化学分析

